

堺市工場用地継承支援補助金(ものづくり工場ボタンタッチ補助金)(案)

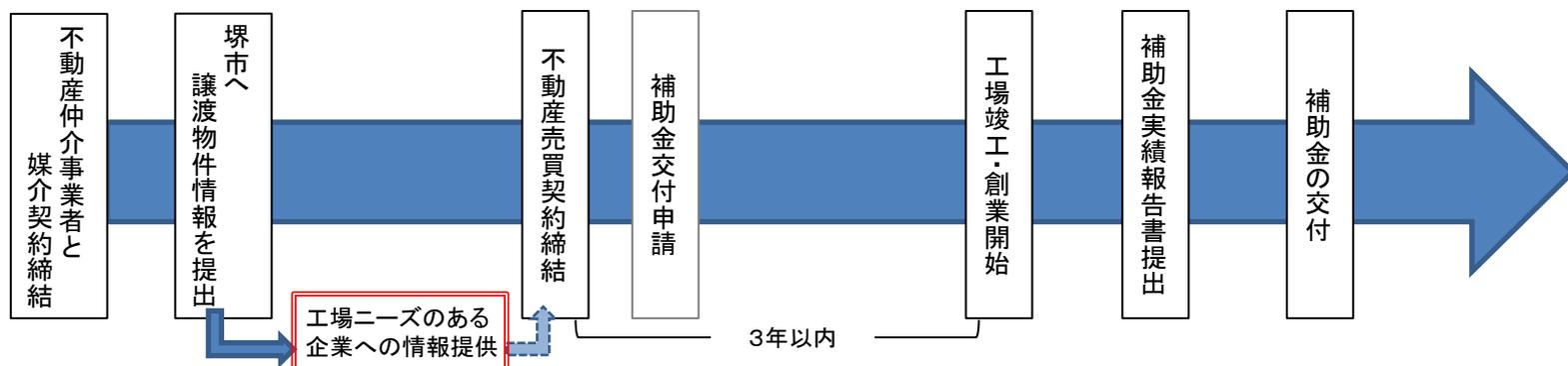
1. 補助金の目的

本市の工業適地における工場用地を保全するため、製造業の工場を引き続き、製造業の工場へと譲渡する支援を行うことにより、ものづくり産業を維持し、産業の空洞化の防止を図ることを目的とする

2. 補助金の概要

対象	製造業を営む中小企業に対し、工場を譲渡(事業譲渡含む)する市内製造業	
要件	譲渡する土地の要件	○工業地域、準工業地域内に立地していること ○敷地面積300㎡以上の一団の土地であること
	譲渡する方(補助対象者)の要件	○製造業の工場を保有している者で、不動産仲介事業者と媒介契約を締結していること ○媒介契約締結後1か月以内に譲渡物件情報を堺市に提出していること ○売買契約締結時において、譲渡する土地を5年以上保有していたこと ○譲渡を受ける方が円滑に操業できるよう、協力に努めること(周辺環境に関する事項の説明等)
	譲渡を受ける方の要件	○中小企業者で売買契約締結時に創業後1年以上を経過していること ○当該場所で売買契約締結後3年以内に工場が新築され、製造業を操業開始すること ○補助対象者と資本関係がない第三者であること
補助対象経費及び補助率	譲渡金額の3%+6万円 (仲介手数料相当額) <参考:仲介手数料> 譲渡価格400万円超 → 3%+6万円	
予算要求額	1,000万円(500万円×2件、上限500万円)	

3. 事業フロー



4. 期待する効果

- 堺市: 工場移転・廃業の見える化により、工場用地を把握し、主体的に企業誘致活動を行い、産業集積の維持を図ることができる
- 工場所有者: 土地売買に係る手数料の負担軽減に加え、堺市からも買受企業の紹介を受けることができる
- 仲介事業者: 仲介手数料の無料化を訴えることにより、積極的に工場所有者に営業活動を行うことができる

本市の基幹産業であるものづくり産業の維持につながる企業立地を促進し、雇用の維持・拡大と税源の涵養へ